オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

平成25年８月19日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
事業推進部プロジェクトマネージャー
（四谷駅前再開発事務所長）　　細　川　　忠　政

１　業務内容

（１）業務件名　　四谷駅前再開発事務所における電話機の賃貸借

（２）業務内容等　　仕様書による。

（３）納入時期　平成25年８月30日

（４）納入場所　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部四谷駅前再開発事務所
〒160-0003　東京都新宿区本塩町９番地　光丘四谷ビル７階

（５）見積方法及び契約の相手方の決定方法

見積り金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定は、最低価格にて見積した者の見積書を採用する。

見積書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

２　参加資格

以下の条件を全て満たしたものを、参加資格を有すると確認
された者とする。

（１）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

（２）平成25・26年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、見積合せの日までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定されたものであること。

（３）公示の日から見積合せの日までの期間、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

（４）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

（５）本件見積合せに参加を希望する者は、本公示、仕様書、オープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾のうえ、「見積書」を四谷駅前再開発事務所事業調整課へ提出すること。

３　見積書の提出場所等

（１）見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒160－0003 東京都新宿区本塩町９番地　光丘四谷ビル７階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業推進部

プロジェクトマネージャー（四谷駅前再開発事務所）

事業調整課　（担当：中島・川村）

ＴＥＬ 03－5269－0341　　ＦＡＸ 03－5269－0344

（２）見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限　　平成25年８月26日（月）午後２時００分

②提出方法　　持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ

（３）見積合せの日時　見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

４　その他

（１）契約保証金　免除

（２）契約書等の作成の要否　否

（３）仕様内容に係る質問等の受付先

３（１）に同じ

（４）契約相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積もりを行った者を契約の相手方とする。

（５）上記２（２）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記３（２）により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

以　上

業務仕様書

Ⅰ　一般事項

１　調達目的

本仕様書は、独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）の事務所におけるビジネスホンシステム機器（以下「機器」という。）の更改に伴う導入機器、回線及び既設機器に関わる調達・設置・調整作業について落札者（以下「乙」という。）が行うべき事項を示したものである。

２　調達範囲

（１）導入機器の調達及び設置（別紙１及び別紙２のとおり。）

（２）機器等の適切な稼動調整

（３）既設機器及び周辺機器の撤去（別紙１のとおり。）

３　調達スケジュール

（１）納入完了期限

平成 25 年 8 月 30 日

（２）賃貸借期間

平成 25 年 8 月 30 日から平成 30 年 8 月 29 日まで

４　納入場所

〒160－0003 東京都新宿区本塩町９番地　光丘四谷ビル７階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業推進部
プロジェクトマネージャー（四谷駅前再開発事務所）

５　納入作業

（１）甲の指定する設置場所において、乙の責任と負担により、導入機器の搬入、据付け及び調整等を納入完了期限までに完了し、使用可能な状態にすること。

（２）乙は作業の実施に当たり、事前に作業日程、作業場所、作業内容及び作業実施者等を含む作業日程表をあらかじめ甲に提出しなければならない。

移行に伴い必要とされる既存電話設備の停止は、甲の業務に支障が生じないよう、甲の定休日又は営業時間終了後に行うこと。

（３）導入機器の使用方法の説明を職員等に行うこと。

Ⅱ　必要要件

導入機器は、次の要件を全て満たす機器とする。なお、基準品の詳細仕様は別紙２のとおり。

1　主装置

最大外線数　12ｃｈ、最大内線数　20台

停電時に３分間動作のバックアップが可能なこと。

2　デジタル多機能電話機

オンフックダイヤル、リダイヤルポーズ、フッキング、保留、ワンタッチダイヤル及び短縮ダイヤルの機能があること。

3　留守番応答機能

営業時間内（昼間）、営業時間外（夜間）及び定休日のモード切替えを手動で行えること。

4　通話録音機能

通話中の音声を手動で録音できる機能を有すること。

最大録音時間４時間以上とする。

5　収容通信回線

別紙１のとおり。

6　想定使用状況

別紙１のとおり。

7　拡張性要件

将来、回線若しくは電話機を追加した場合にも対応可能な機種であること。

8　保守要件

全拠点、統一電話番号にて一元的な故障受付が可能であること。

9　その他

導入機器に必要な部材、工事資材、消耗品等は乙が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等により調達し、搬入については甲の担当者の指示に従うこと。

Ⅲ　工事

1　内容

（1）主装置の設置

（2）多機能電話機、接続ケーブル等の設置及び配線

（3）内線番号の設定

（4）留守番応答機能及び通話録音機能の設定

（5）既設機器の撤去

（6）撤去した既設機器は甲の指定する場所へ発送することとし、その送料はリース料に含むものとする。

2　設置、調整等作業

納入完了期限までに甲の指定する場所に機器を配置し、必要な配線、調整及び動作

確認を行うこと。

ボタン割付け、内線番号設定等の詳細作業内容については、甲の職員と打合せの上、設定を行うこと。

電話回線種別の変更が必要となる場合があるので、通信事業者と切替作業等について充分打合せを行うこと。

現地の作業に当たっては、その方法・手順等を甲及びビル管理者と詳細に協議すること。また、納入時の搬入車両、エレベーター等の寸法、重量制限や、搬入方法・経路等について事前に確認し、ビル管理者に届出が必要な場合には所定の手続を取ること。

3　瑕疵担保責任

賃貸借期間の開始日から１年以内に正常な使用状態で発生した事故及び不具合については、乙の責任とし、無償で修理又は交換を行うものとする。

4　納入検査

導入機器の納入後に甲の指定する職員による納入検査を行い、検査合格をもって納入完了とする。なお、納入検査には、乙が立ち会うものとする。

納入検査の結果、導入機器の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、乙は直ちに当該機器を引き取り、その代替品を甲の指定する職員が定めた日時までに納入するものとする。

5　連絡指示事項

本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、乙は甲の指定する職員と打合せを行い、その指示に従うこと。

6　提出書類等

機器取扱説明書

機器構成図、配線図

7　その他

（1） 乙は、導入機器に賃貸借機器であることを示すラベルを乙の負担により作成し、貼り付けるものとする。ラベルの形式については別途指示する。

（2） 本仕様書に記載のない事項であって、本調達に際し必要と認められる事項が発生した場合は、乙は甲の指定する職員と協議し、その指示に従うこと。

（3） 乙は、本仕様書に基づく全ての作業において、甲が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

問合せ窓口
〒160－0003 東京都新宿区本塩町９番地　光丘四谷ビル７階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業推進部
プロジェクトマネージャー（四谷駅前再開発事務所）
事業調整課　（担当：中島・川村）
TEL　03-5269-0341

別紙１

機器設置仕様

１　新機種設置台数

機器名	主装置	標準電話機
台　数	1	13

２　撤去機器台数

機器名	主装置 NTT 製　αＮＸ	標準電話機
台　数	1	10

※その他、上記に記載がなくても既設機器に附属するものは撤去対象とする。

３　収納通信回線及び想定使用状況

（1）収納回線

ひかり電話　１契約(4ch)　　※通信事業者と契約予定。

（2）事務所内の回線に対しダイヤルインの設定を行うこととする。

別紙２

機器詳細仕様

１　主装置　【基準品：ＮＴＴ製　αＮＸ　TypeM】

主な機能	仕　　様
外線発着信	外線を使用し発信、着信応答が可能であること。
内線発着信	内線を使用し発信、着信応答が可能であること。
保留・転送	通話の保留及び他電話機への転送が可能であること。
表示	カレンダー、通話時間等の表示が可能であること。

２　デジタル多機能電話機

【①　準品：ＮＴＴ製　デジタル多機能電話機（18 ボタンタイプ　）】

区　　分	仕　　様
ナンバーディスプレイ表示	着信時相手発信者番号がディスプレイ表示可能であること。

※１　同等品による場合には、同等性を証明する書類を提出すること。

※２　全て新品で１年間以上のメーカー保証があること。

見　　積　　書

円也

ただし、（件名）四谷駅前再開発事務所における電話機の賃貸借

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年　　月　　日

住　所
氏　名　　印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
事業推進部プロジェクトマネージャー
（四谷駅前再開発事務所長）　細川　忠政　殿

表

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
事業推進部プロジェクトマネージャー
（四谷駅前再開発事務所長）　細川　忠政　殿
（件名　四谷駅前再開発事務所における電話機の賃貸借）

裏

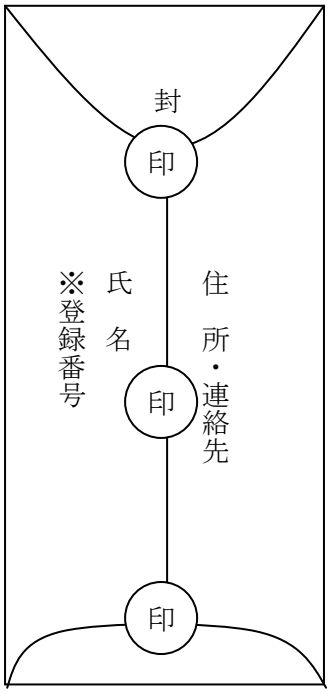

※競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること